

「知る」×「見る」あわじ暮らしPR事業業務委託仕様書

1 業務名

「知る」×「見る」あわじ暮らしPR事業業務

2 委託業務履行期限

令和8年3月19日

なお、WEB広告掲載開始時期は、令和7年9月下旬を目安とし、事前に県と協議の上、決定する。

3 業務の目的

淡路地域（淡路島全域）における交流・定住人口の増加及び活性化を目的として淡路県民局が実施している「あわじ暮らしスタート応援事業」をより効果的なものとするため、WEB広告により情報発信を強化することで、淡路県民局が設置する移住相談窓口「あわじ暮らし総合相談窓口」（以下、「県民局相談窓口」という。）の認知度向上並びに移住検討者の気運の醸成及び行動の喚起につなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) 基本的事項

・関連事業について

「県民局相談窓口」について業務内容を把握し、運営者（委託先）である「NPO法人あわじFANクラブ」と調整を行った上で業務を実施すること

県民局相談窓口HP URL： <https://awajigurashi.com/>

(2) Webを活用した県民局相談窓口のPR

広報ターゲットの特性を踏まえた効率的・効果的なWEB広告により、県民局相談窓口をPRし、HPへ誘導する。（広告コンテンツの制作を含む）

ア 広報ターゲット

全国の移住関心層 ※ターゲティングを適切に行うこと。

イ 活用する広報媒体

Yahoo!、YouTube、Instagram、X（旧Twitter）等

ウ 広告コンテンツ

閲覧者の関心を引くデザインとすること。

※県民局窓口HPのイラストは使用可能

エ 具体の実施手法については、プロポーザルにおける提案を踏まえ、県との協議により決定する。広報媒体ごとの広告表示回数、経費配分について設定すること。

オ 広告掲載期間は、概ね令和7年9月下旬から令和8年3月上旬頃までを想定。

必要に応じて広告手法の見直し・改善を行うこと。

(3) 実施効果の測定

広報の実施効果について、測定・分析すること。効果の目標値や測定手法につい

て事前に県に提案すること。なお、県民局相談窓口への相談件数等との相関性を分析できる測定手法が望ましい。

5 成果品

- (1) 上記業務に係る実施報告書 1部
- (2) 実施報告書の内容を保存したUSB 1個

6 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。
- (2) 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (3) 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部に係る再委託については、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

- (6) 受託者は、本業務に関する一切の秘密を保持するものとし、成果品は全て委託者に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。